

○ 財務省告示第 25 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 5 年 12 月 20 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 26 日

財務大臣 鈴木 俊一

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 25 回	4,600,000,000 円	109.32 円
〃	第 27 回	15,400,000,000 円	106.47 円
合 計		20,000,000,000 円	